

○門真市立市民公益活動支援センター条例

平成20年 9 月30日門真市条例第15号

改正

平成21年 6 月11日門真市条例第16号

平成23年12月27日門真市条例第29号

平成24年 6 月25日門真市条例第23号

平成28年 9 月30日門真市条例第28号

令和 5 年 7 月 5 日門真市条例第21号

令和 6 年 6 月20日門真市条例第20号

廃止 令和 7 年 6 月25日門真市条例第25号

門真市立市民公益活動支援センター条例

(設置)

第 1 条 市民等が営利を目的とせず、自発的かつ自主的に取り組む社会貢献活動（以下「市民公益活動」という。）を支援し、行政との協働を促進することにより、活力ある地域社会の実現に寄与するため、門真市立市民公益活動支援センター（以下「センター」という。）を門真市大字北島546番地に設置する。

一部改正〔平成24年門真市条例23号〕

(施設)

第 2 条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 相談室
- (2) 作業室
- (3) 会議室
- (4) セミナー室
- (5) 事務ブース
- (6) フリースペース

一部改正〔平成24年門真市条例23号〕

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動を支援するためのセンターの施設、器具、備品等の提供に関すること。
- (2) 市民公益活動に係る情報の収集及び提供に関すること。

- (3) 市民公益活動に係る人材の育成に関すること。
- (4) 市民公益活動に係る相談及び助言に関すること。
- (5) 市民公益活動に係る関係機関との連携及び交流の促進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第3条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

追加〔平成21年門真市条例16号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条の3 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第5条に規定する団体登録、その取消し等に関する業務
- (2) 第11条第1項に規定する利用の許可、その取消しその他のセンターの利用に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

追加〔平成21年門真市条例16号〕、一部改正〔平成24年門真市条例23号〕

(開館時間)

第3条の4 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けてセンターの開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においてもセンターの利用を許可することができる。

追加〔平成21年門真市条例16号〕、一部改正〔平成24年門真市条例23号〕

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 木曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

全部改正〔平成21年門真市条例16号〕、一部改正〔平成23年門真市条例29号・24年23号〕

(団体の登録)

第5条 会議室、セミナー室又は事務ブース（以下「会議室等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ団体の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。ただし、会議室又はセミナー室の利用について、指定管理者が特に必要と認めた団体にあつては、この限りでない。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・24年23号・28年28号〕

(団体登録の要件)

第6条 団体登録を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 主として本市内で活動する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）
- (2) 特定非営利活動法人以外の団体（一定の目的のために5人以上で構成されるものをいう。次号において同じ。）で、本市内で市民公益活動を継続的に行っているもの
- (3) 特定非営利活動法人以外の団体で、今後、本市内で市民公益活動を継続的に行おうとするもの

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する団体に対しては、団体登録をしない。

- (1) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益を図ることを目的とするもの

一部改正〔平成21年門真市条例16号・24年23号〕

(団体登録の取消し等)

第7条 団体登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その団体登録を取り消すことができる。

- (1) 登録団体が解散したとき。
- (2) 前条第1項の要件に該当しないことが判明したとき。

- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不適当と認めるとき。

一部改正〔平成21年門真市条例16号〕

(団体登録の変更等)

第8条 第5条本文の規定により団体登録を受けた内容に変更が生じたとき又は登録団体が解散したときは、当該登録団体の代表者は、遅滞なく指定管理者に届け出なければならない。

一部改正〔平成21年門真市条例16号〕

(会議室等の利用の許可)

第9条 会議室等を利用しようとする登録団体又は第5条ただし書の指定管理者が特に必要と認めた団体は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・24年23号・28年28号〕

(会議室等の利用の許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備及び器具等を破損させ、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を目的として、会議室等を利用しようとするとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) センターの管理運営上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議室等を利用させることが適当でないと認めるとき。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・24年23号・28年28号〕

(会議室等の利用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けた団体（以下「利用団体」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は会議室等の利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可条件に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

- (3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用団体に損害が生じても、門真市及び指定管理者はその責めを負わない。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・24年23号・28年28号〕

(権利譲渡等の禁止)

第12条 利用団体は、許可を受けた目的外に会議室等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・24年23号・28年28号〕

(設置目的以外の利用)

第13条 市長は、第1条に定める設置目的を妨げない限りにおいて、センター（作業室に限る。）の利用を許可することができる。

追加〔平成28年門真市条例28号〕、一部改正〔令和5年門真市条例21号〕

(特別設備等の設置)

第14条 利用団体は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、センターの管理運営上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用団体に対してセンターの管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・28年28号〕

(原状回復義務)

第15条 利用団体は、会議室等の利用を終了したとき又は第11条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

2 利用団体が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を利用団体から徴収するものとする。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・24年23号・28年28号〕

(損害賠償)

第16条 利用団体及びその利用に伴う入館者がセンターの建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用団体は、その損害を賠償しなければならない。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・28年28号〕

(利用料金)

第17条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、利用団体は、利用の許可を受けた際に、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。
- 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用団体の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成21年門真市条例16号〕、一部改正〔平成28年門真市条例28号〕

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成21年門真市条例16号・28年28号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

一部改正〔平成21年門真市条例16号〕

(市長による管理の特例)

- 2 市長は、次に掲げる事由により指定管理者がセンターの管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。
 - (1) 指定管理者がセンターの管理業務を休止し、又は廃止したとき。
 - (2) 市長が指定管理者の指定を取り消し、又はセンターの管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者がセンターの管理業務を行うことができないとき。

追加〔平成21年門真市条例16号〕

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)

- 3 第3条の4から第5条まで、第6条第2項、第7条から第11条まで、第13条、第14条及び第15条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の4第1項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けてセンターの	センターの
第3条の4第2項	指定管理者	市長
第4条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて休館日に	休館日に
第5条、第6条第2項、第7条から第10条まで、第11条第1項	指定管理者	市長
第11条第2項	門真市及び指定管理者	門真市
第13条、第14条、第15条第2項	指定管理者	市長

追加〔平成21年門真市条例16号〕、一部改正〔平成28年門真市条例28号〕

(市長による管理における使用料の徴収)

- 4 市長は、附則第2項の規定によりセンターの管理業務の全部又は一部を行うときは、第16条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

追加〔平成21年門真市条例16号〕

(令和6年度における会議室の利用に関する特例)

- 5 令和6年度に限り、第1会議室及び第2会議室については、この条例に基づく利用に供しない。ただし、第1会議室にあっては、第4条に規定する休館日を除き、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間に限り、利用に供するものとする。
- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 令和6年7月21日から同年8月25日まで、同年12月25日から令和7年1月7日まで及び同年3月25日から同月31日までの日(前号に掲げる日を除く。) 午前9時から午後9時30分まで

(3) 前2号に掲げる日以外の日 午後5時から午後9時30分まで

追加〔令和5年門真市条例第21号〕

附 則（平成21年6月11日門真市条例第16号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成23年12月27日門真市条例第29号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日門真市条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の門真市立市民公益活動支援センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の門真市立市民公益活動支援センターの利用に係る利用料金から適用し、同日前の門真市立市民公益活動支援センターの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 作業室、会議室、セミナー室及び事務ブースに係る利用の許可、利用料金の徴収等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成28年9月30日門真市条例第28号）

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和5年7月5日門真市条例第21号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月20日門真市条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の門真市立小・中学校施設設備使用条例別表の規定、第3条の規定による改正後の門真市南部市民センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の門真市立放課後児童クラブ条例第7条第2項の規定、第8条の規定による改正後の門真市立青少年運動広場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の門真市立テニスコート条例別表の規定、第11条

の規定による改正後の門真市立市民公益活動支援センター条例別表の規定、第12条の規定による改正後の門真市立リサイクルプラザ条例別表の規定、第13条の規定による改正後の門真市立旧第六中学校運動広場条例別表の規定及び第14条の規定による改正後の門真市立門真市民プラザ条例別表第1から別表第4までの規定は、令和7年4月1日以後の施設の使用及び利用並びに門真市立放課後児童クラブの利用（以下「施設の使用等」という。）に係る使用料、利用料金及びクラブ費（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月25日門真市条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- （門真市立門真市民プラザ条例の一部改正）
- 2 門真市立門真市民プラザ条例（平成24年門真市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
目次	目次										
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略										
第6章 その他の施設（第34条・第35条）	第6章 その他の施設（第34条—第36条）										
第7章 雑則（第36条）	第7章 雑則（第37条）										
附則	附則										
（構成施設）	（構成施設）										
第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第2条 プラザを構成する施設（以下「構成施設」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。										
<table><tr><th>構成施設の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">～ 略</td></tr></table>	構成施設の名称	位置	～ 略		<table><tr><th>構成施設の名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>～ 略</td><td rowspan="3">略</td></tr><tr><td>門真市立市民公益活動支援センター</td></tr><tr><td>略</td></tr></table>	構成施設の名称	位置	～ 略	略	門真市立市民公益活動支援センター	略
構成施設の名称	位置										
～ 略											
構成施設の名称	位置										
～ 略	略										
門真市立市民公益活動支援センター											
略											

(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立北島図書館及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。	第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にプラザ（門真市立北島図書館、門真市立市民公益活動支援センター及び門真市立こども発達支援センターを除く。以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。 （門真市立市民公益活動支援センター） 第35条 門真市立市民公益活動支援センターについては、門真市立市民公益活動支援センター条例（平成20年門真市条例第15号）の定めるところによる。
第35条 略	第36条 略
第36条 略	第37条 略

（経過措置）

- 3 この条例による廃止前の門真市立市民公益活動支援センター条例第2条に規定する作業室、会議室、セミナー室及び事務ブースの管理運営については、規則で定める日までの間は、なお従前の例による。

別表（第17条関係）

1 会議室及びセミナー室

施設名	定員	時間別					
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
	人	円	円	円	円	円	円

第 1 会議室	40	1, 000	1, 000	1, 200	2, 000	2, 200	3, 200
第 2 会議室	20	500	500	600	1, 000	1, 100	1, 600
第 3 会議室	20	500	500	600	1, 000	1, 100	1, 600
セミナー室	60	1, 300	1, 300	1, 500	2, 600	2, 800	4, 100

2 事務ブース

施設名	利用料金（1 月当たり）
	円
事務ブース A	7, 800
事務ブース B	7, 800
事務ブース C	5, 400
事務ブース D	5, 400
事務ブース E	5, 200
事務ブース F	5, 200
事務ブース G	5, 200
事務ブース H	3, 500
事務ブース I	3, 500
事務ブース J	3, 500

備考

- 1 事務ブースの利用期間が 1 月未満であるとき又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、日割計算する。
- 2 利用料金の額に 10 円未満の端数があるときは、10 円に切り上げるものとする。

全部改正〔平成 24 年門真市条例 23 号〕、一部改正〔平成 28 年門真市条例 28 号・令和 6 年 20 号〕